

増改築等工事証明書発行手数料一覧

1／2ページ

※必要書類は郵送ください。メールでの書類送付は受付けておりません。

※郵送いただいた書類は返却いたしません。必ずコピーを取ったものを郵送ください。

リフォーム減税等種類	証明書発行手数料（税込／円）※振込手数料はご負担下さい			
	メール送付	普通郵便	速達	速達特定記録
①バリアフリーリフォーム減税	9,900	10,450	11,000	11,550
②省エネリフォーム減税	9,900	10,450	11,000	11,550
③同居対応リフォーム減税	9,900	10,450	11,000	11,550
④子育て対応リフォーム減税	9,900	10,450	11,000	11,550
住宅ローン減税	9,900	10,450	11,000	11,550
住宅ローン減税（買取再販住宅）	9,900	10,450	11,000	11,550
固定資産税減税（省エネリフォームのみ）	9,900	10,450	11,000	11,550
贈与税の非課税措置	9,900	10,450	11,000	11,550
財形貯蓄の適格払い出し	7,700	8,250	8,800	9,350
登録免許税の特例措置	9,900	10,450	11,000	11,550
不動産取得税の特例措置	9,900	10,450	11,000	11,550

※同一工事で複数の証明書を同時発行する時は割引できる場合がございます。
 (例1) 住宅ローン減税 夫と妻の2通必要
 (例2) 省エネ減税で所得税と固定資産税の2通必要
 (例1と例2の場合の料金例) 1通目9,900円+2通目5,500円計15,400円（税込）

①～④にプラスして、その他工事（1号工事～6号工事）の5%控除対象工事がある場合
 ↑1号工事～6号工事の5%控除対象工事がある場合は、見積内訳書のうち①～④にかかる工事費用と、その他の工事費用とを色分けするなどして分けて下さい。また、補助金を受けた場合も、①～④の工事に対する補助金額と、その他の工事に対する補助金額を分けてください。

増改築等工事証明書を発行するために必要な書類

※その他書類が必要な場合有

「建物の登記事項証明書」の写し	【よくある間違い】住宅取得時に入手した「謄本」ではありません。リフォーム工事完了後に法務局で取得したものが必要です。改修工事を行った家屋（土地ではなく建物）のもので、所有者が証明書申請者であること。 ■登記事項証明書の「所有者」欄に記載の住所が、リフォーム工事を実施した住宅住所と異なる場合は、住宅所有者がリフォーム工事を実施した住宅に住んでいることが確認できる住民票または運転免許証のコピーもつけてください。
工事請負契約書の写し（※印紙の貼られたもの）	当初契約と最終支払金額に変更がある場合は、変更契約書等も必要です。ない場合は領収書や振込明細書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるものもご提出ください。 ※契約書等が複数にわたる場合は、工事金額の一覧と総工事費用を記載した計算書を添付ください。（手書きでOKです） ■買取再販住宅の不動産取得税軽減の場合は、工事請負契約書または注文書＆請け書が必須です。ない場合は証明書を発行できません。
工事費内訳書の写し	どの部屋のどこをどのようにリフォームしたか確認できる明細付きの見積書で、最終的な支払い金額と同じ金額のもの
工事前後の間取り図	間取りの変更がない場合は現在の間取り図のみで結構です。見積書では確認できない工事内容（例：床の張り替えをしたのはどの部屋か等）は、間取り図に書き込んでください。
工事写真（リフォーム前とリフォーム後）	リフォームを行った部屋すべての、工事前と工事後の写真。廊下やWIC、ホール等も、リフォームをした場合は写真が必要です。（外壁張替えや屋根葺替えの場合は工事中の写真も必要）
補助金等の給付証明書等	補助金や住宅改修費の給付を受けている場合は、支給金額が確認できるもの
増改築等工事証明書発行依頼書	必要事項を記載ください

①～⑥と同時にを行うその他工事で5%控除対象となる1号～6号工事について

1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え (大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え)	
対象となるない工事▶	外壁や屋根の塗装のみ工事、便器やキッチン等設備の取替のみ、クロス貼替えのみの工事、外構工事、エクステリア工事、浄化槽工事等	
対象工事▶	ユニットバス交換、間取りの変更工事、全面リノベーション、和室を洋室に改修、床材を撤去後に新規フローリング、屋根の葺替え、外装板の貼替え等	
2号工事	<p>マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え</p> <p>①床等の過半の修繕または模様替え ②階段の過半の修繕または模様替え ③間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る） ④壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）</p>	※対象外工事、対象工事の内容は1号工事に準ずる
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え ※対象外工事、対象工事の内容は1号工事に準ずる	
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替え	
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事（バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）	
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事	

対象工事、対象とならない工事詳細は以下参照（一社）住宅リフォーム推進協議会

https://www.j-reform.com/zeisei/pdf/zeiseiR6_qa.pdf

※全体工事のうち、対象外工事が一部ある場合は、その分の工事費用を差し引きます。